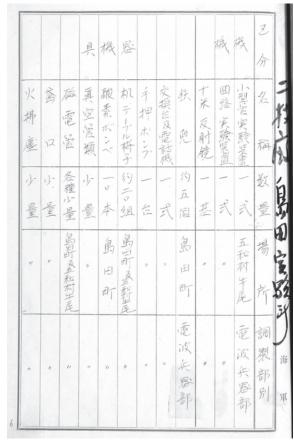
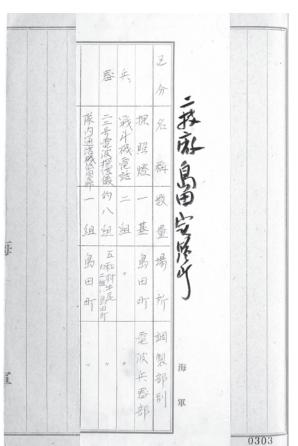


成	栈				械						栈			己分分
287	楊水ボンプ	大型官発振埃宣	五〇八十日变压器	柱上变压器	低正 電源設備	萬丘 電源設備	大型変正器類	A裝置実験具	制禦盤	探照燈旋里-9-	真空爐	ハマチンとしい意意機	石炭五斯発生機	名称
一台	五台	一式	一台	约四台	二组	一式	约六台	一式	四台	一組	一台	一台	一組	数量
	島田町	五和村牛尾	大井川鉄道	,	,	五和村牛尾	"	4	-11	,	"	9	島田町	場所
	電波兵器部	,	,	4	*	"	,	"	"			"	電波兵器部	調製部別







三 国有財産に関する綴

牛尾山軍用地の返還陳情書

昭和二十二年十二月十三日

陳情書

して呉れず、且つ移転費用等も支払わず、最初の御約束は更に御実行下さら 於ては、資材極度の不足にて、 部としては、 度々変りたる為め、私共が如何に最初の御約束の実行を迫りましても、 で御座いますが、 以来御約束により、施設部に対し建築資材並に移転費を屢々御請求致したの た場合であるから、是非共軍に協力して貰い度いとの、御言葉もありました 戦局はいよいよ深刻になって、勝つか敗けるかと云う境にまで追い詰められ れましたので、 争が終れば必ず元の居住者に、無償返還して呉れるとの事も併せて誓って呉 移住に何等の困難を来さぬ事を保証し、尚此防備施設は、戦争に勝んが為め 保官各位御来場になり、本村々長立会の上、土地関係者数十名を集め土地家 昭和二十年三月、 家具、家財等は親戚知己等へ預入れ、家族を引連れ、一と先づ親戚へ立退き、 ので、私共は直に、 の、特急施設であって、決して永久的に軍の使用するものではないから、 上は、移住に要する建築資材は全部施設部に於て供給し、移転費等も保証し、 になりまして、同年三月四日本村役場に、海軍施設部並に島田海軍実験所の 屋買収のご相談を受けまして、其席上に於て係官殿より、私共の家屋買収の 私共は取りつく島もなく、全く途方に暮れ、 前責任者はどの様の保証を致したか知れぬが、現在の施設部に 私共は全く係官殿の保証して下さった其御言葉を信じ、 海軍施設部に於て私共の所有地内に海軍防備施設を施す事 何分当時の施設部は広範囲に渉る施設の関係上か責任者も 買収に応ずる旨を承諾し、土地家屋一切を軍に提供し、 如何とも供給するの道なしとて、少しも供給 止むなく、 島田海軍実験所 、殊に 施設 戦

> 喘いで居ったのであります。此間に於て、村長殿を初め 喘いで居ったのであります。此間に於て、村長殿を初め 喘いで居ったのであります。此間に於て、村長殿を初め 喘いで居ったのであります。此間に於て、村長殿を初め 喘いで居ったのであります。此間に於て、村長殿を初め 喘いで居ったのであります。此間に於て、村長殿を初め に東奔西走、全力を尽して参った有様で、働く事も出来ず、何一つ収入の道 とてなく、買収金を以て生活費に充て、其日を過ごして参ったので御座いま す。八月に至り終戦となりましたので御座いますが、何分当時連合軍 払戻方について、各方面へ運動を起したので御座いますが、何分当時連合軍 なやつす身となったので御座いまして、私共の生活はどん底に陥り、其日に をやつす身となったので御座いまして、私共の生活はどん底に陥り、其日に をやつす身となったのでのでからります。此間に於て、村長殿を初め

上にありました高価払下の建物の内へは、含まれて居らぬ事とは存じますが 家屋税等、今日まで租税の負担もして参った次第で御座いますから、 も登記もせず、其儘私共の所有にして置かれたものと存じます。 施設部で極められた価格を以て提供致したもので御座いまして、軍に於れて 転費の保証、終戦後に於ける無代払戻し等を条件として、時下を問題とせず、 共の住宅は前述の如く、 は、 に挺身してまいったので御座いますが、最近の新聞紙上には、軍関係の建物 す場合、全く安心して十一月に帰り、 へ帰る事を御許可になりましたので、低価御払下げを、御懇願致してありま 第で御座います。其後昨年十月に至り、御払い下げの前提として、 しまして、一日も早く元住宅の低価払下げの願われる様、御懇願申上げた次 運動を起し、御局へも再三御懇願に参り、陳情書等いろいろの書面を提出致 地方事務所長等も非常に御心配下さいまして、元住宅払下げの速進 ((ママ)) 政府の御方針として払下価格が相当高価である様見受けられますが、私 最初の御約束が、 家屋破損の修理、 移住に要する建築資材の供給、 荒廃せし耕地の復旧 元の住宅

第で御座います。

昭和二十二年十二月十三日

静岡県榛原郡五和村牛尾一四六七番地

八木 文平印

生田猪太郎印

田中 銀蔵⑪

(金谷町文書 『金谷町史 資料編三 近現史』より)

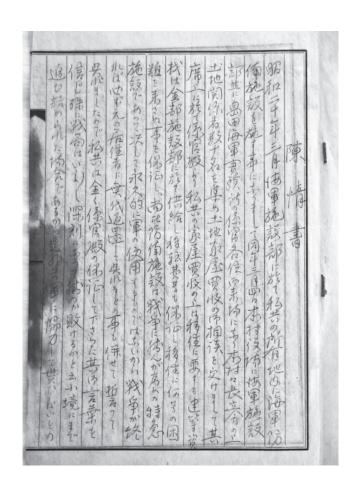
名古屋財務局長殿

同

所

同

所



海軍技術廠牛尾施設の転換計画

昭和二十三年九月八日

庶第六九三号

昭和二十三年九月八日 榛原郡五和村長

山田 寛司印

名古屋財務局藤枝出張所長殿

中央処理事項に付いて

今般のご依頼により追加御送付申上げます。既送二部の件に関しては、尚良 貴発国第三九一号による標記の件、当方にては確実に二部提出致しましたが、

記

く御調査願上げます。

別紙調査書

(別紙)

、申請者調

(イ) 代表者住所氏名其の他

静岡県榛原郡五和村役場 村長 山田寛司

電話 金谷一二四番

二、転換計画

(イ) 申請施設類の名称及所在地

榛原郡五和村牛尾

元第二海軍技術廠島田実験所牛尾施設

 $\widehat{\Box}$ 同右現状概況及希望土地建物坪数等 土地 八町七反三歩(宅地四五八坪、 畑三町三反九畝九歩、

(二) 同右転換計画 (機械類なし)

七七

畝、

· 雑種地六反四畝二十八歩、山林三町四反六畝二十二歩)

1、榛原郡外地引揚者互助会の厚生施設 一九○坪七○

「右の内 ((朱書)) 一一五坪七○を昭和二十三年一月八日焼失一月十

日付報告ずみ

2 榛原郡五和村農業会製茶再製工場 二一四坪五〇

3 農業用住宅 九九坪五

五和村牛尾八木文平(元所有者)

同 三四坪二五

4

同 田中銀蔵(

同

同

5

一一二坪八二

同生田猪太郎(

同

(リ) 払下、貸下希望価格其の他

貸下料 御指定通り (土地、建物共夫々二十二年度迄納入ずみ

海軍本来の施設は適宜御指定願い上げ度きも、住宅については

られたるものに付、特別の御詮議を願い上げ度い尚又焼失建物一五

度々の陳情書の通り海軍施設設置の為、半ば強制的に立退きを命ぜ

坪七は、名古屋財務局長を受取人として金六万円の保険契約をして あり、右保険金受領に関する関係書類は、総て貴局宛送付してある。

(ヲ) 民施設を選ばず当該施設を選定せる理由

外地引揚者互助会

田

外地引揚者救済の急務と、当時適当なる民施設無く、加ふるに資材不

発振室、工員住宅事務室及廠舎六棟、総計六四七坪 表門見張所、第一、二、三、四倉庫、第二研究室、電源室

足の為、既設のものを至急必要とせるによる。

2、農業会製茶再製工場

資材不足の為、農業工業化の一端として製茶再製事業を農業会に設置し

3、個人住宅 たきも、他に適当なる物なき為。

れ、一時知人宅に仮寓し他に住居なきによる。前述の如く戦局日に非なる時、軍の重大施設と称し強制的立退を命ぜら

(カ)申請者の本申請以外の全体計画

(金谷町文書 『金谷町史 資料編三 近現史』より)

剧

行歌點百変驗所字高絕級

自昭和二十六年金谷町議会

榛原郡

町村公用紙